

栗東市いじめ防止基本方針



平成 26 年 11 月

栗東市

(最終改定 平成 30 年 3 月)

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
(1) いじめの定義	2
(2) いじめの未然防止	2
(3) いじめの早期発見	3
(4) いじめへの対処	4
(5) 関係機関および地域や家庭との連携	4
2 組織の設置	5
(1) 栗東市いじめ問題対策連絡協議会	5
(2) 栗東市いじめ問題調査委員会	5
(3) 栗東市いじめ問題再調査委員会	6
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	6
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	6
(1) 市立学校におけるいじめの防止（法第15条関係）	6
(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）	6
(3) 関係機関等との連携等（法第17条関係）	7
(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上（法第18条関係）	7
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条関係）	8
(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第20条関係）	9
(7) 啓発活動（法第21条関係）	9
(8) 市教育委員会によるいじめに対する措置（法第24条関係）	9
(9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関係）	9
(10) 学校評価（法第34条関係）	9
(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援	9
2 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策	9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	10
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	10
(3) 学校いじめ対策委員会の役割	10
(4) 学校いじめ対策委員会の構成員	10
3 重大事態への対処	11
(1) 市立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者又は学校による調査	11
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査	13
(3) 市立学校において重大事態が発生した場合の支援	13
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14
1 施策の点検評価	14
2 基本方針の見直し	14
3 市における学校基本方針等の策定状況の確認と公表	14
4 財政上の措置等	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの子どもを守るために、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。いじめの問題は、時代の大きな変化を受け、社会の構造と深くかかわる大変奥の深い、複雑な構造の中にある問題であり、学校を含めた社会全体の課題です。

本市においては、平成 24 年 10 月 1 日付け教育長訓令第 2 号「栗東市教育委員会いじめ対策委員会設置要綱」により、いじめ問題へ組織的に先駆けて取り組んできました。さらに、平成 25 年 1 月には、「栗東市いじめ対策ガイドライン」を策定し、子どもに関わる全ての大人の共通認識、共通理解を通しての取組を実施してきました。

そうした中で、国では、平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が成立し、基本的な理念や体制が整備されました。

法では、「いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策に関する基本理念として、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめ防止等の対策はいじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。」と定めています。

これらを受けて、栗東市では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第 12 条¹の規定に基づき、基本方針を策定し、対策の基本的な考え方をはじめ、組織体制や基本的施策、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用について定めました。

この基本方針に基づき、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を進めます。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと、「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要です。

このためいじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題のひとつと認識し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに社会総がかりで取り組むため、関係機関や地域と積極的に連携することが重要です。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行わなければなりません。その際、児童生徒を尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出し解決するまで関わっていくことが重要です。また、いじめの未然防止には児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童生徒自身による主体的な活動が重要です。あわせて、このことを通して、児童生徒自身がいじめ問題を解決できるよう、よりよく生きていく力を身につけられるよう支援していくことも重要です。

栗東市では、こうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

(1) いじめの定義

栗東市におけるいじめの定義は法第2条²に基づきます。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの未然防止

いじめは、生活の違いや、態度やそぶり、さりげない日常の行為の行き違い、感情のもつれなどさまざまな要因から起こります。

また、子どもを取り巻く大人や子どもが、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであるという意識を持つことが大切です。

このことを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の取組が重要です。

このため、全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、保護者、地域、家庭その他の関係者が一体となった共通実践を通して、継続的な取組を進めます。

そうした中で、あらゆるところで、あらゆる場面で、全ての子どもたちに「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性の理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、学校では、児童生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童生徒の発達段階に応じ、児童生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

また、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動を進め、児童生徒自らがいじめの未然防止に取り組み、全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

こうしたいじめ問題の本質や取組の重要性については、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めます。

(3) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要です。

このため、大人は日頃から子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、また、いじめを軽視せず積極的に認知していくことが大切です。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

学校では、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。いじめられている児童生徒にとって、いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童生徒に声かけをするなど、信頼関係づくりに励みます。

さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関への周知等により、いじめを訴えやすい体制をつくりながら、いじめの抑止や発見しやすい環境を整えます。

あわせて、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が

組織的に連携・協働する体制を構築します。

(4) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに対処する必要があります。

学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、速やかに、法第 22 条³に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において対処します。

この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や教育委員会への報告・相談・連絡を絶えず行い、緊密な連携を図ります。

しかし、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、学校では、日頃から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応が可能となる体制整備を推進し、関係機関との情報共有体制を構築します。

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも二つの条件が満たされている必要があります。

①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも 3 ヶ月を目安とする）継続していること。

②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く見守る必要があります。

(5) 関係機関および地域や家庭との連携

いじめの問題への対処において学校のみで適切な対応が困難な場合などには、福祉、司法、医療、警察等の関係機関との適切な連携が必要であり、それらの関係機関との適切な連携を図るため、平素から学校や学校の設置者と関係機関との情報共有体制を構築します。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取り組みと連携することが重要です。

また、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、地域や家庭との連携が

必要なことから、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等との学校関係者が協議する機会を設けたり、学校協議会制度等を活用したりなどの対策を推進します。

2 組織の設置

(1) 栗東市いじめ問題対策連絡協議会

教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項⁴の規定に基づき、条例により、栗東市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

栗東市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方自治法務局、警察その他の関係者により構成されます。なお、いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議により、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めます。

栗東市いじめ問題対策連絡協議会は、以下の事項について協議を行います。

- ①いじめ問題の実態把握とその防止のための方策に関すること
- ②学校等の取組についての協議、情報交換等に関すること
- ③啓発事業その他必要な事項に関すること

(2) 栗東市いじめ問題調査委員会

市教育委員会と栗東市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、この基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、市立学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うため、市教育委員会は、法第14条第3項⁵の規定に基づき、市教育委員会の附属機関として、条例により、栗東市いじめ問題調査委員会を設置します。「附属機関」とは、地方自治法上、法令又は条例の定めるところにより、普通地方公共団体の執行機関の行政執行のため、又は行政執行に必要な調停、審査、審議、諮問又は調査等のための機関であり、当該委員会は、いじめの防止等に向けた調査、審議等の取組を行い、場合によっては、調停を行う機関である。また、重大事態発生時においては、市教育委員会の調査機関として機能します。

当該委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保します。

栗東市いじめ問題調査委員会は、以下の内容を担います。

- ①いじめ防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行う。
- ②学校等におけるいじめ事案の連絡を受け、第三者機関として、当事者間の関係を調整するなどし、問題の解決を図る。
- ③学校等におけるいじめ事案について、市教育委員会が報告を受け、第24条に基づき、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査に当たる。
- ④重大事態が発生した場合における質問票の活用や、その他適切な方法による当該重大事

態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 栗東市いじめ問題再調査委員会

市長は、法第 30 条第 2 項⁶の規定に基づく調査を行うため、市長の附属機関として、条例により、栗東市いじめ再調査委員会を設置します。

当該委員会は、市立学校における重大事態に関し、法第 30 条第 1 項⁷の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき設置されます。

当該委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保します。

第 2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

市は、県と協力しつつ、連携を図りながら、施策を推進します。また、市立学校の設置者として、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じます。

(1) 市立学校におけるいじめの防止（法第 15 条⁸関係）

①全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育及び体験活動等の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。

また、児童生徒の自尊感情を高めるとともに、人権を尊重する実践的態度を身に付け、いじめや差別を許さない学校づくりを推進します。

加えて、生命や自然を大切に作る心を育てるために、様々な体験活動を推進します。

②児童生徒が自主的に行うものに対する支援

学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動を推進します。

③いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

児童生徒やその保護者、教職員に対し、教育活動や研修会等を通して、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条⁹関係）

①児童生徒に対する定期的な調査等の実施

市立学校に在籍する児童生徒に対し、アンケート調査や教育相談を定期的実施し、結果によっては、迅速かつ決め細やかな対応を行います。

また、市教育委員会において、その取り組み状況を把握し、必要な措置を講じます。

②いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

児童生徒や保護者からの電話相談体制の充実を図ります。

③児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備

スクールカウンセラーを全ての市立中学校に配置するとともに、市立小学校には巡回カウンセラーを派遣し、相談体制の充実を図ります。

スクールソーシャルワーカーを拠点となる市立小・中学校に配置するとともに、必要に応じて市立小・中学校に派遣し、相談体制の充実を図ります。

教育相談担当等の教員にいじめの早期発見のための研修を実施します。

④学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

市立学校における校内研修やいじめの実態を把握するための取組の実施状況について、定期的に点検を行います。

教員向け指導用資料等の作成・配布を通じて、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図ります。

(3) 関係機関等との連携等（法第 17 条¹⁰関係）

少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官や教員の経験者等を活用し、学校と警察や司法、福祉等の関係機関との連携を促進します。

また、国や県・市町の人権に関する相談機関と相互に連絡調整や情報交換を行います。

加えて、学校と関係機関および地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を図ります。

さらに、地域における青少年健全育成に関わる諸団体を対象に、いじめ問題や学校との連携に関する研修を実施し、資質向上を図ります。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA や地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会制度等の取組を支援したり、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進します。

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上（法第 18 条¹¹関係）

①教員の資質能力の向上

いじめの情報を共有し、いじめの防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、職務や経験の程度に応じた研修を充実し、組織的対応力や危機管理能力等を高めます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を推進し、児童生徒を支援する力量を高めます。

②生徒指導に係る体制等の充実

市立小中学校では、少人数学級編制と少人数指導を効果的に導入するとともに、大規模校

への養護教諭の複数配置を進めます。

市立小中学校では、生徒指導に専任的に取り組む教員の配置を進めます。

③いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

いじめの防止等のため、心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。

④いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、弁護士、医師。学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家、警察官や教員の経験者を派遣する取組を推進します。

⑤学校運営の改善への支援

市立学校において、教員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に学校として一丸となり組織的に取り組める時間を確保するため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するなど、学校運営改善の支援に努めます。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用、教員が行う業務の明確化などによる教員の負担軽減を推進します。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第 19 条¹²関係）

①インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）の防止等のための啓発活動

市立学校に在籍する児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を推進します。

また、児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性について啓発に努めます。

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものです。また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりえる行為であることを理解させる取組を推進します。

②インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備

インターネット上のいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第 20 条¹³関係）

市立学校におけるいじめの認知事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等についての調査分析を行い、その結果を普及します。

(7) 啓発活動（法第 21 条¹⁴関係）

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめに係る相談制度等についての広報に努めます。

また、各家庭において子どもの規範意識を育むことができるよう、保護者を対象とした学習会の開催を推進するとともに、市における家庭教育力向上のための活動を支援します。

(8) 市教育委員会によるいじめに対する措置（法第 24 条¹⁵関係）

市教育委員会は、法第 24 条の規定に基づく調査を行う場合、必要に応じ、第 1 の 2 (2) で示した栗東市いじめ問題調査委員会を活用します。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第 27 条¹⁶関係）

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、県教育委員会、各市町教育委員会及び学校法人与自然と情報を共有します。

(10) 学校評価（法第 34 条¹⁷関係）

市立学校で行う学校評価において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されるようにします。

(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

子どもの声を受け止め、子どもが自らの力で解決できるようにするため、県教育委員会等と連携し、第三者的立場から子どもを取り巻く関係を調整して、いじめの問題を解決する取組を推進します。

2 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策

市立学校は、いじめ防止等のため、学校いじめ基本方針に基づき、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を中核として、管理職のリーダーシップの下、校内はもとより外部専門家や関係機関との協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 平成 29 年 3 月 14 日最終改訂）ならびに本基本方針を参酌して、どのようにいじめ基本方針等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定するとともに、必要に応じて見直します。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

市立学校に、法第 22 条¹⁸に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校いじめ対策委員会を常設します。

学校いじめ対策委員会においては、法第 13 条¹⁹に規定される「学校いじめ防止基本方針」を策定し、当該基本方針に基づき、市教育委員会との適切な連携のうえ、いじめの問題に組織的に取り組みます。

(3) 学校いじめ対策委員会の役割

- ①いじめの防止等の取組の年間計画を作成すること
- ②いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること
- ③いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行うこと
- ④児童生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行うこと
- ⑤いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行うこと
- ⑥いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこと
- ⑦いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと
- ⑧重大事態に係る調査の母体となること
- ⑨P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと

(4) 学校いじめ対策委員会の構成員

学校いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事(小学校においては生徒指導主任)、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会・生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等を基本とします。

なお、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を要請します。

3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」に沿って適切に対応します。

(1) 市立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者又は学校による調査

学校の設置者又は学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

①重大事態の意味

重大事態とは、法第 28 条第 1 項²⁰各号に規定されるものであり、その解釈については以下の通りとします。

(ア) 同項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断するものとします。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

(イ) 同項第 2 号の「相当の期間」について

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの重大事態ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたにしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たります。

②重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。また、市教育委員会を通じて、市長に事態発生について報告します。

③調査の主体

学校から重大事態の報告があった場合には、市教育委員会は、重大事態に積極的に関与し、学校への助言や支援を行い、その事案の調査は、市教育委員会の附属機関である栗東市いじめ問題調査委員会を主体とします。

また、学校いじめ対策委員会を調査組織とする場合には、調査の公平性・中立性を確保するために、栗東市いじめ問題調査委員会から委員を派遣します。しかしながら、学校いじめ対策委員会の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、栗東市いじめ問題調査委員会において調査を実施します。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が

望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査委員会の調査報告を受けた市長が必要に応じて再調査を実施することができます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう配慮します。

④調査を行うための組織

調査を行うための組織は、市教育委員会が調査主体となる場合は、第 1 の 2 (2) で示した栗東市いじめ問題調査委員会をその組織とします。なお、当該委員会の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者を充てることとし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

また、学校が調査主体となる場合は、法第 22 条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えたものをその組織とします。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

市教育委員会又は学校は、栗東市いじめ問題調査委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

⑥いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する責任があります。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過の報告に努めます。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることのないように注意します。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じます。

⑦調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会から市長に報告します。(学校が調査主体となった場合、学校は調査結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会から市長に報告します。)

上記⑥の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。

⑧その他留意事項

法第 23 条第 2 項²¹の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合で、未だ事実関係の一部が解明されたとすぎない場合には、法第 28 条第 1 項の調査として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、新たな調査を必要に応じて行います。

また、重大事態が発生した場合、市教育委員会及び学校は、状況に応じ、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行うとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に努めます。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査

①再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第 1 の 2 (3) で示した栗東市いじめ再調査委員会において、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を諮問できます。

当該委員会については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保します。

また、当該委員会の構成員に、再調査の対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で再調査に当たる等の配慮をします。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査委員会の調査報告を受けた市長が必要に応じて再調査を実施することができます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう配慮します。

②再調査結果の提供

市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等及びその結果を説明します。

(3) 市立学校において重大事態が発生した場合の支援

市教育委員会は、学校に対して、その求めに応じ、弁護士や臨床心理士等の専門家、警察官や教員の経験者を派遣するなど、必要な支援を行います。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 施策の点検評価

本基本方針に基づく施策の実施に当たっては、PDCAサイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題等について評価を行います。

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国、県の基本方針の見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 市における学校基本方針等の策定状況の確認と公表

市は、市立学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表します。

4 財政上の措置等

市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）注釈一覧

1 第 12 条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 第 2 条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

3 第 22 条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

4 第 14 条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

5 第 14 条 3

前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

6 第 30 条 2（公立の学校に係る対処）

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

7 第 30 条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

8 第 15 条（学校におけるいじめの防止）

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

9 第 16 条（いじめの早期発見のための措置）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじ

めを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

10 **第 17 条（関係機関等との連携等）**

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

11 **第 18 条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）**

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

12 **第 19 条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）**

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

13 **第 20 条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）**

国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

14 **第 21 条（啓発活動）**

国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

15 **第 24 条（学校の設置者による措置）**

学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

16 **第 27 条（学校相互間の連携協力体制の整備）**

地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

17 **第 34 条（学校評価における留意事項）**

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

18 **第 22 条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）**

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

19 **第 13 条 (学校いじめ防止基本方針)**

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

20 **第 28 条 (学校の設置者又はその設置する学校による対処)**

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

21 **第 23 条 (いじめに対する措置)**

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。